

附帯決議・推進計画・知的財産専門サービス小委員会答申における指摘事項について

資料3

テ ー マ	指 摘 元	指 摘 内 容
研修のあり方	平成12年参議院 弁理士法附帯決 議	弁理士の業務拡大等に伴う弁理士の研修においては、新規業務に十分対応できるようにするとともに、弁理士の資質が十分に向上できるように努めること。
	平成12年衆議院 弁理士法附帯決 議	日本弁理士会が行う研修事業が実務に即したより効果的なものとなるよう、研修内容等の策定に当たっては十分配慮すること。また、弁理士の自己研鑽努力等を支援しつつ、弁理士試験における受験者負担の軽減が弁理士の資質の低下を招くことがないよう努めるとともに、法務サービス分野における弁理士業務の拡大を踏まえた研修のあり方等について検討を進めること。
	平成14年衆議院 弁理士法の一部 を改正する法律 附帯決議	弁理士の先端技術分野に係るバックグラウンドを充実し、国際的な業務展開能力を涵養するため、弁理士の業務研修のあり方等、弁理士の専門性向上に係る必要な施策について検討を進め、弁理士の資質の向上を図ること。
	知的財産推進計 画2005(注1)	2005年度も、弁理士の大幅な増加を図る。その中で、経営や会計など企業の知的財産戦略に関連した分野にも明るい弁理士を増加させるよう、関係研修機関等の取組を促す。
	計画2005	弁理士の資質の向上を図るため、基礎的な新人弁理士の研修や知的財産に関する国際制度・実例による研修など幅広い観点からの弁理士研修の充実のほか、弁理士試験合格者の実務能力を担保する方策、いわゆる付記弁理士のための研修等について、2005年度も引き続き、日本弁理士会の取組を促すとともに、大学(法科大学院、知的財産専門職大学院)、工業所有権情報・研修館等を活用する。
	知的財産専門 サービス小委員 会報告書(注2)	弁理士の大幅増員が質的低下を招かないように義務化を含めた研修機能の強化を行うべきであるとの意見もあるが、弁理士会の自主研修の強化、前述の開放的な研修ネットワークの整備等等弁理士の自己研鑽努力をサポートしうる環境整備を行った上で、今後、ユーザーニーズ、試験制度改革の影響等を十分踏まえて検討していくべきである。
	サービス小委	米国のCASRIP(ワシントン大学高等知的財産研究センター)のような既に法曹資格を有する者等が知的財産法又は技術の知識を集中して修得できるような人材育成システムについても、我が国への導入に向けた検討が望まれる。さらに、現在は研修対象者を特許庁の審査官・審判官等の職員としている、工業所有権研修所についても、審査官・審判官と知的財産関係者、裁判官との合同研修を実施する等、高度な資質を有する人材を幅広く養成することを検討すべきである。
	サービス小委	知的財産を巡る国際的な制度・運用の調和の進展、WTOにおける知的サービス業の自由化交渉の開始、技術革新を背景とした金融工学のような新しい特許保護領域の拡大などを背景として、今後、弁理士には欧米・アジア等を対象とした十分な国際的な業務展開能力、更なる技術知識の深化等、ユーザーニーズに対応した能力の向上が求められる。
弁理士試験のあり方	平成12年衆議院 弁理士法附帯決 議	弁理士試験制度の改革に当たっては、試験制度の簡素化、合理化や透明性の確保等を図り、受験者の負担を極力軽減するよう努めるとともに、受験者の便益に資するよう配慮すること。
	計画2005	弁理士の量的・質的拡大を図るため弁理士試験の在り方を見直すべく、2005年度から検討を開始し、必要に応じ弁理士法の改正法案を提出する。
	平成14年参議院 知的財産基本法 附帯決議	知的財産に係わる人材育成については、「知的財産のための専門職大学院」構想の関連において、弁理士をはじめ知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために早急に具体的検討を行うこと。
特定不正競争の見直し	平成17年衆議院・参議院不正 競争防止法等の 一部を改正する 法律附帯決議	知的財産に係る業務が増加・複雑化する状況を踏まえ、弁理士が中小企業への支援など多様なニーズに応えうるよう、その実務能力の強化を図るため、研修のあり方等について検討すること。また、弁理士の更なる活用を図るため、弁理士法第二条第四項に規定する「特定不正競争」に関し、弁理士の技術的性格及び弁理士制度の趣旨にかんがみ、弁理士の業務の範囲の拡大について検討すること。
訴訟代理権の拡大	平成14年衆議院・参議院知的 財産基本法附帯 決議	知的財産の迅速かつ的確な保護が図られるよう、地方裁判所や高等裁判所における知的財産に係る訴訟を専門的に処理するための体制の一層の強化や今後の動向を踏まえての訴訟代理権の更なる拡大の検討を含めた弁理士の積極的活用等訴訟手続の充実を図るとともに、裁判外紛争処理制度の充実により、地域の利便性にも配慮した迅速かつ的確な知的財産の保護ができる環境の整備に努めること。
	平成14年衆議院 弁理士法の一部 を改正する法律 附帯決議	弁理士の知的財産関連訴訟への関与のあり方については、特定侵害訴訟における弁理士の単独出廷について、弁護士との共同出廷の原則を踏まえつつ、その柔軟な運用に留意がなされることを期待するとともに、利用者のニーズを十分に踏まえ、将来的に弁理士の専門的知見の訴訟審理へのよりの確かな反映がなされるよう、弁理士の単独受任と弁護士法との関係等を含めて、広範な論議を進めること。
	計画2005	新たな制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況などの実情も踏まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2005年度以降検討を行う。
特許業務法人	サービス小委	現在の弁理士事務所の実態を前提とする限りは、監査法人形式で十分対応可能であるとしても、今後、弁理士事務所の大規模化が進めば、この法人形式で対応できるかどうか問題となろう。社員へのMBA取得者等の経営専門家の参加や有限責任性の導入等、法人の大規模化に対応した適切な法人類型の在り方についても、他土業における検討と連携しつつ、将来的な法人形式の追加も含めて検討すべきである。

(注1) 平成17年6月10日付け「知的財産推進計画2005」。以下、「計画2005」と略す。

(注2) 平成11年12月9日付け「工業所有権審議会知的財産専門サービス小委員会報告書」。以下、「サービス小委」と略す。

テ	マ	指 摘 元	指 摘 内 容
		サービス小委	有限責任を踏まえたより大規模化が可能な法人類型についても、今後、実態等を踏まえ、その具体化に向けた早期検討が期待される。また、我が国知的財産制度の更なる充実・強化を目指して、今回検討対象とならなかった点を含め弁理士制度の在り方、更には専門機関の設置含む水際措置の強化等についても、今後、不断の検討が必要である。
知財分社		サービス小委	近年、知的財産部門を本体から独立させた分社とする動きが見られるようになっており、この場合には、知的財産分社は、本社ないし関連会社の特許事務を行おうとするケースが多くなるものと考えられる。 このような分社と従来の特許部等との違いは、基本的には、特許事務を行う部門が本社内の一部署であるか、本社とは別の法人であるか、という会社形式上の差異のみである。このため、実質的に見れば、知的財産分社は、従来の特許部等と同様にグループ内企業の出願業務を行っている場合には、上記のような利益相反等のおそれはなく、実質的に「使用者の事業に関係ある者の特許事務」と解すべきである。 また、「使用者の事業に関係ある者」の範囲については、本社（持株会社等）と分社の同一性については、企業活動実態を踏まえた合理的なルールを設け、それにより判断することが適当である。
強制加入制度		サービス小委	強制加入制度については、 ・弁理士の品位の保持のためには、自治組織である会による指導・監督が必要である ・弁理士の資質の向上のためには、会による研修制度・情報提供の充実が不可欠等、強制加入制度を是認する意見もある。 他方、 ・弁理士の自由な競争の促進を阻害する ・米国、イギリス、韓国では職能団体への加入を義務付けていない 等、疑問を呈する意見もある。 強制加入制度については、以上のように制度のメリット・デメリットの両面があるのは事実であるが、当面、いわば負の部分である競争制限的な規約・慣行について徹底的に見直しを図るとともに、会の運営が恣意的なものとならないように、オンブズマン・外部監査役等の導入を検討することによって、メリットを生かしつつ、弁理士制度の機能強化を図っていくことが適切であると考えられる。 ただし、強制加入制度の在り方自体についても、今後の弁理士数の増加、各国の動向、他土業の動向を十分踏まえつつ、競争政策の視点に立った不断の検証、見直しが必要であると考えられる。
情報公開		計画2005	日本弁理士会により、弁理士に関する情報を収集整理してデータベース化し、大学の求めに応じて適切な人材の紹介が行われているところであるが、2005年度も引き続き、弁理士、弁護士、産業界それぞれの関係団体の協力を得て、大学知的財産本部の活動に参画できる優秀な人材（民間企業において知的財産に関する知識経験が豊富な者及び高度な実務能力を有する弁理士や弁護士）に関する情報公開の周知、及び更なる充実を図り、大学等の求めに応じて適切な人材を紹介・斡旋できるようにする。
守秘特権		平成12年参議院 弁理士法附帯決議	今後の弁理士制度の検討に当たっては、知的財産権の国際的情勢の動向にかんがみ、我が国企業の機密事項が外国の裁判においても保護されるよう適切な方策を検討すること。
		サービス小委	現在も多くの弁理士が外国出願業務に関与しているが、今後、我が国企業のグローバルな業務展開を支援するためにも、また、WTOにおけるサービス業の自由化交渉に対応した国際競争力の強化の観点からも、我が国の弁理士の欧米・アジア等を対象とした国際的な業務展開能力の質、量の充実強化が期待される。このような外国関連業務の増加に対応し、クライアントの利益を十分に保護することができるように、弁理士の守秘義務に対する適切な配慮が期待される。
総合法律支援事務所		平成12年衆議院 弁理士法附帯決議	ユーザーニーズに応じて専門的で多様なサービスの提供を可能とする、弁護士、公認会計士等の参加による総合事務所の実現に向けて関係省庁において検討を進めること。
		サービス小委	いわゆる「総合法律・経済事務所」については、現状においても、個人事務所の協力・提携レベルでの総合的法律・経済関係事務所の開設は基本的に可能である。今後、中長期的には、多様なプロフェッションを抱えて企業のあらゆるニーズに全世界的に応えようとする欧米の大規模事務所との競争を控え、異なる資格者が収支等まで共同の総合事務所を運営できることまで見据えて、異なる土業資格者が対等な立場で経営に参加し得る体制を整備することも必要であろう。 このため、弁理士事務所の法人化についても、社員のうち弁理士は過半数でよいこととし、弁護士・会計士等の有資格者の参加を認めることも選択肢となり得るが、弁護士等の他資格者が社員（所有者）として参加すること等が許容されることが収支共同の総合事務所の実現のための条件となる。 したがって、このような有資格者間の相互協力の早期実現に向けて、関係者が法人化とともに積極的に取り組むことが期待される。
仲裁センター支援		平成12年衆議院 弁理士法附帯決議	裁判外紛争処理制度（ADR）の有効活用が図られるよう情報提供に努めつつ、工業所有権仲裁センターの活動の充実強化等に資する支援策について検討すること。
		サービス小委	今後の知的財産紛争における裁判外紛争処理の重要性にかんがみ、諸外国と比べ著しく整備が遅れている我が国の仲裁制度について、その利用の促進、国際的な制度調和の観点を踏まえ、明治23年制定の仲裁法を含めた制度全般についての見直しに関係機関が早急に着手することを期待する。
知財評価		計画2005	2005年度も引き続き、日本弁護士連合会、日本弁理士会等の関係者間で、知的財産の評価や標準化に関する特許権等の判定や紛争処理など、利用の可能性のある分野について検討を行い、所要の措置を講ずるよう要請する。
		サービス小委	適正な知的財産取引等の促進の観点から、知的財産の評価や取引に関する能力評価制度等の導入を検討すべきである。
ネットワーク		計画2005	2005年に構築された弁護士知財ネットや日本弁理士会の地域アクセスポイントなどのネットワークが相互に有機的な連携を図るよう促すなど、知的財産に関するネットワーク構築を積極的に支援する。

(注1) 平成17年6月10日付け「知的財産推進計画2005」。以下、「計画2005」と略す。

(注2) 平成11年12月9日付け「工業所有権審議会知的財産専門サービス小委員会報告書」。以下、「サービス小委」と略す。

テ ー マ	指 摘 元	指 摘 内 容
地方展開	平成17年衆議院 商標法等の一部 を改正する法律 附帯決議	本制度の実施に当たり、地域間の格差や地域の取組みに支障が生じないよう、地域の団体、事業者からの相談へのきめ細かな対応を図るとともに、日本弁理士会の活動と連携しつつ、弁理士制度の地方展開を促進するための適切な措置を講ずること。

(注1) 平成17年6月10日付け「知的財産推進計画2005」。以下、「計画2005」と略す。

(注2) 平成11年12月9日付け「工業所有権審議会知的財産専門サービス小委員会報告書」。以下、「サービス小委」と略す。